

規 則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十二号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成元年埼玉県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条を削る。

様式第一号から様式第五号までの規定中「**あひせ**」を「**せせ**」に改め、「（**あ**）**あひせ**」を削る。

様式第六号中「（**あ**）**あひせ**」を削る。

様式第七号から様式第二十五号までの規定中「**あひせ**」を「**せせ**」に改め、「（**あ**）**あひせ**」を削る。

様式第二十六号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第二十七号から様式第二十九号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、
「(白罫又は記号罫印)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則様式第二十六号による身分証明書は、改正後の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則様式第二十六号による身分証明書とみなす。